

令和 5 年 10 月 12 日 記者発表資料

# 神奈川県と明治安田生命保険相互会社は「連携と協力 に関する包括協定」を締結しました

神奈川県と明治安田生命保険相互会社は、本日、別添のとおり「連携と協力に関する包括協定」を締結しましたのでお知らせします。



# 1 協定内容について

神奈川県と明治安田生命保険相互会社は、包括協定の締結を機に、明治安田生命保険相互会社の強みである、県内全域に展開する営業職員のネットワークやノウハウ等を最大限に活用して、次の取組について連携・協力を進めます。

# (1) 未病改善に関すること

神奈川県が推進する未病改善事業等のチラシで普及啓発を行うほか、イベントで健康測定会を実施するなど、県民の健康寿命の延伸を図り、誰もがいきいきと暮らせる社会の実現に向けた取組を推進します。

## (2) 共生社会の推進に関すること

神奈川県が目指す「ともに生きる社会」の実現に向け、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念の普及を推進します。また、認知症当事者が尊厳を保持しつつ、希望をもって暮らせる社会の実現に向け、神奈川県主催イベントで認知症理解の普及や認知症未病改善の取組に協力するほか、積極的に従業員の認知症サポーターを養成するなど、認知症とともに生きる社会づくりを推進します。

## (3) 脱炭素社会の推進に関すること

脱炭素社会の実現に向け、豊かな恵みをもたらす神奈川県の森林を保全し、未来世代につなぐ森づくりを推進します。また、県の森林再生パートナー制度の取組として、従業員向けの森林体験研修等を実施し、環境意識の醸成を図ります。



# (4) 教育の振興に関すること

明治安田生命保険相互会社のノウハウを活かし、県立高等学校等において、「保険」や「お金」に関する出前授業「金融・保険教育」を実施します。

# (5) スポーツの推進に関すること

神奈川県が主催するスポーツ事業への助言や協力、協賛など、スポーツを通じた地域活性化や県民の健康寿命の延伸を図るほか、社会課題の解決に向けた連携を進めます。また、スポーツを通じた共生社会の実現に向け、県民がそれぞれの関心、目的、体力、年齢、運動機能及び健康状態に応じて、生涯にわたり楽しみながらスポーツをする、観る、支える「かながわパラスポーツ」の普及啓発を推進します。

# (6) 県政情報の発信に関すること

営業職員による神奈川県のチラシ等の配布や、明治安田生命保険相互会社の情報提供媒体を活用することで、県政情報の発信を行います。

# (7) その他社会的課題解決に資する取組に関すること

## 明治安田生命保険相互会社について

明治安田生命保険相互会社は、「明治生命」と「安田生命」が 2004 年 1 月に合併して誕生した、約 140 年の長い歴史と伝統をもつ生命保険会社。支社・マーケット開発部 105、営業部・営業所等 1,047、法人部 20(2023 年 4 月 1 日現在)を拠点に、47,385 人(うち営業職員「MYリンクコーディネーター等」36,546 人)が従事する(2023 年 3 月末現在)。

また、各地域の地方自治体等と健康増進事業の推進や地域経済の活性化支援等を目的とした連携協定を締結しています。

2023 年度からは、Jリーグと「Jリーグ気候アクションパートナー」契約を締結のうえ、森林の再生・保全活動を協働で開始。

#### (添付資料)

神奈川県と明治安田生命保険相互会社との連携と協力に関する包括協定書

# 問合せ先

神奈川県政策局いのち・未来戦略本部室

未来創生担当課長 神谷 電話 045-285-0398 未来創生グループ 古野 電話 045-285-0710 神奈川県と明治安田生命保険相互会社との連携と協力に関する包括協定書

神奈川県(以下「甲」という。)と明治安田生命保険相互会社(以下「乙」という。)は、相互の連携を強化するため、次のとおり連携と協力に関する包括協定(以下「本協定」という。)を締結する。

## (目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密な相互連携と協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ適切に対応して、県民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

## (連携事項)

- 第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項(以下「連携事項」という。)について、関係法令等に反しない範囲で、かつ、業務に支障のない範囲で取り組むものとする。
- (1) 未病改善に関すること
- (2) 共生社会の推進に関すること
- (3) 脱炭素社会の推進に関すること
- (4) 教育の振興に関すること
- (5) スポーツの推進に関すること
- (6) 県政情報の発信に関すること
- (7) その他社会的課題解決に資する取組に関すること
- 2 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。 また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。
- 3 連携事項を推進するに当たっては、甲及び乙は県内市町村との連携が図られるよう 努めるものとする。

#### (協定内容の変更)

第3条 甲及び乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申出たときは、その都度協議の 上、書面により必要な変更を行うものとする。

#### (守秘義務)

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動により相手方から知り得た秘密情報について、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持 義務を負うものとする。

## (有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、締結日から起算して2年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了の日の30日前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から2年間本協定は更新され、その後も同様とする。

## (協議)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

## (附則)

甲乙間で令和3年1月20日付け締結した「神奈川県と明治安田生命保険相互会社との 未病改善の推進等に関する連携協定書」については、本協定の締結をもって廃止する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和5年10月12日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県知事

乙 東京都千代田区丸の内二丁目2番1号

明治安田生命保険相互会社 取締役 代表執行役社長